

かすみがうら市住宅リフォーム助成事業

【申請書類】 ※着手前に申請

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・住宅リフォーム資金補助金申請に関する承諾書(様式第2号)
- ・見積書の写し(工事内容の内訳書添付)
- ・着工前の現況写真(2点以上)
- ・建築基準法上の許認可が必要な場合はその許可書の写し

【書類審査・交付決定】

- ・資金補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)
- ◎現地確認(必要に応じて)

【着工】

【完了・実績報告】

- ・実績報告書(様式第6号)
- ・請求書の写し(工事内容の内訳書添付)
- ・領収書の写し
- ・作業中写真、完了後の写真(2点以上)

【竣工検査】【交付額確定】

- ・補助金確定通知書(様式第7号)

①対象住宅

- ・補助対象者が市内に所有する自己の居住の用に供する住宅
- ・補助対象者が所有する併用住宅のうち、自己の居住の用に供する住宅部分

②補助対象者

- ・本市に住所を有する個人
- ・納期の到来した市税を完納している者
- ・補助を受けようとするリフォームについて市の他の制度による補助を受けていない者
- ・補助の対象となる住宅の所有者であること
(補助対象住宅に継続して3年以上居住)

③対象工事

- ・市内の施工業者が施工するリフォーム等で別表に該当する工事
- ・リフォームの工事費(消費税及び地方消費税を除く)が10万円以上であること
- ・当該年度の3月31日までに実績報告書の提出ができること

④施工業者

- ・市内に事務所を有し、本市の法人市民税課税台帳に登載されている者
- ・市内に住所を有し事業を行っている者

⑤助成額及び上限

- ・補助金の額は工事費(消費税及び地方消費税を除く)の10%とし、10万円を上限とする

⑥問い合わせ

かすみがうら市役所(霞ヶ浦庁舎)
産業経済部 地域未来投資推進課
かすみがうら市大和田 562
TEL 029-897-1111

【請求書提出・助成】

- ・補助金の請求 ◎補助金の入金

別表(助成工事内容)

○対象 ×対象外 △条件により対象

	工種		特記		工種		特記
1	屋根の葺き替え、塗装、壁(壁紙)等補修	○		16	併用住宅の建物全体の改修・増築	△	住宅部分とそれ以外の部分の面積で按分
2	台所、浴槽の設置・改修	○		17	ウッドデッキ・パーゴラ設置	△	住宅に付随して固定する場合のみ
3	トイレ、洗面台の設置・改修	○		18	火災報知機の設置	△	住宅に付随した工事の場合のみ可
4	換気扇、エアコンの設置・改修	○		19	防犯装置の設置	△	住宅に付随した工事の場合のみ可
5	給湯器・ボイラー設置	○		20	外溝部分のアスファルト、コンクリート舗装工事	△	住宅に付随した工事の場合のみ可
6	壁・天井・床等の断熱工事	○	断熱材の設置等	21	住宅と別棟の車庫、物置の設置工事	×	
7	畳の取替え	○	畳表の交換も含む	22	事業用の建物の改修・増築	×	
8	床の張替え	○	フローリングの張替え	23	門扉や塀の工事	×	
9	建具の交換	○	ドア、襖、障子、窓ガラス、網戸等	24	庭の造作	×	
10	バリアフリー工事、手すり設置	○	段差解消、昇降機、住宅の屋内外スロープ設置も可	25	室内のカーテンの取替え	×	
11	雨どい改修	○		26	電気製品や家具の購入	×	
12	外壁のリフォーム	○		27	テレビアンテナの設置	×	
13	住宅の増改築	○	確認申請が必要な場合は申請前に手続きを完了	28	給水管の敷設工事	×	
14	併用住宅のうち、住宅部分の増改築	○	確認申請が必要な場合は申請前に手続きを完了	29	下水道の接続工事	×	
15	住宅の取り壊し	△	増改築に一部の取り壊しのみ可	30	浄化槽の設置工事	×	
				31	太陽光発電設備の設置	×	

注意事項

- ・ 地域未来投資推進課で申請受付をいたします。お尋ねすることがありますので、直接申請書類をご持参ください。郵送による申請は受付しませんのでご注意ください。
- ・ 受付日時は、月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前9時から正午 午後1時から午後5時となります。
- ・ 補助金の交付申請は、**補助対象工事着工前に手続きをしてください。**工事着工後の申請は補助金の交付対象となりません。
- ・ 補助金交付申請後の**増額は対応できません**ので、申請前に内容を確認のうえ申請してください。
- ・ **申請の受付は先着順となり、予定した補助金の額に達した場合は申請の受付を終了します。**
- ・ 申請書類等は、**市ホームページからダウンロード又は地域未来投資推進課窓口(霞ヶ浦庁舎)**で入手できます。
- ・ 補助対象の確認やご不明な点については、地域未来投資推進課までお問い合わせください。